

17. 東北学院大学9月期卒業規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第25条第2項、第4項及び第5項に基づき、9月期卒業に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 学生は、第1学期（前期）終了時に学則第25条第1項及び第3項が定める卒業要件を満たした場合、9月30日に卒業できるものとする。

(届出義務及び期間)

第3条 前条に該当する学生で9月期卒業を希望する者は、原則として4月の科目登録時に各学部窓口に応じ、個別に手続等についての指導を受けるものとする。

2 9月期卒業を希望する者は、6月末日までに文書にて各学部窓口へ届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、「東北学院大学早期卒業に関する規程」に基づいて9月期の卒業を希望する学生についての手続きの詳細は、同規程及び各学部の早期卒業細則等によるものとする。

(科目登録)

第4条 9月期卒業を希望する者にあっても他の学生と同様科目登録は4月のみとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教務委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成9（1997）年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19（2007）年4月1日から施行する。